

中日本航空専門学校 航友会 関東支部規約書

第1章 総 則

(名 称)

第1条： 本会は、中日本航空専門学校 航友会 関東支部と称する。(以下：本支部)

第2章 目的および事業

(目 的)

第2条： 本支部は、会員相互の交流と親睦を図り、併せて社会に貢献 することを目的とする。

(事 業)

第3条： 本支部は、第2条の目的を達成する為に次の事業を行うものとする。

- (1) 会員相互の交流と親睦のための事業
- (2) 運営会費の徴収
- (3) 本支部同窓会の開催（但し、他支部、本部ならびにそれ以外関係者の参加は妨げない。）
- (4) その他本会の目的を達成する為に必要な事業

第3章 会 員

(組 織)

第4条： 本支部は、航友会に賛同する者で関東圏地域（東京、神奈川、千葉、埼玉、栃木、茨城 etc.）の在住者ならびに勤務先をもつ者をもって組織する。

第4章 役 員、役 職

(役 員、役 職)

第5条： 本支部は、次の役員、役職（計：8名）を置く。

- (1) 支部長 : 1名
- (2) 副支部長 : 1名
- (3) 幹 事 : 3名
- (4) 会 計 : 1名
- (5) 会計監査 : 1名
- (6) 事務局長 : 1名

(役員、役職の選出)

第6条： 本支部の役員、役職は、支部会員の中から選出し、本役員会の議決をもって決定する。

（役員、役職の任期）

第7条： 本支部役員、役職の任期は、原則として1年間とする。
但し、再選については、本役員会の議決をもって決定する。

（役員、役職の職務）

第8条： 本役員、役職の職務は、下記とする。

- （1）支部長は、支部を代表し、支部の業務を統括する。
- （2）副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故等があった場合その職務を代行する。
- （3）幹事は、重要事項を審議し、広く会務の運営にあたる。
- （4）会計は、会計事務および会計報告をする。
- （5）会計監査は、会計を監査する。
- （6）事務局長は、事務の運営を支援する。

第5章 会 議

（支部役員会）

第9条： 本支部の運営を円滑に活動する為に支部役員会を設ける。

1. 支部役員会は、第5条の役員、役職をもって構成する。
2. 支部役員会は、原則として1年に1回の開催実施を行う。
3. 支部役員会は、次の事項について審議および承認を行う。
 - （1）事業計画
 - （2）予算
 - （3）事業実績
 - （4）収支決算
 - （5）役員、役職の選出
 - （6）規約規定および改正
 - （7）その他、必要な事項
4. 役員会の決議は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、支部長が決する。

（支部総会）

第10条： 支部総会は、原則として1年に1回の開催実施を行うものとする。

第6章 支部同窓会

（支部同窓会）

第11条： 支部同窓会は、原則として1年に1回の開催実施を行うものし、会員相互の交流と親睦を深めることを主とする。

第7章 会 計

（ 会 計 年 度 ）

第12条： 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

（ 経 費 ）

第13条： 本会の経費は、支部の運営調達資金ならびに本部からの補助金および寄付金をもってそれに充てる。

（ 会 費 ）

第14条： 会員の年会費は、基本的に徴収せず、資金の調達については、支部の運営をもってそれに充てる。

（ 決 算 ）

第15条： 本会の決算は、会計監査の監修を経て役員会の承認を得なければならない。
また、支部は航友会本部に対して、会計年度終了日から30日以内に年次会計報告を行い、会員にも同様の収支報告を行わなければならない。

附 則

1. 本支部規約は、支部役員会の議決を経て改正することができる。
2. 本支部規約は、平成20年5月1日から実施する。

－ 以 上 －